



発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ……………（住宅政策本部民間住宅部不動産産業課）…
- 貸金業法による行政処分……………
- ……………（産業労働局金融部貸金業対策課）…

告示

●東京都告示第百十九号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和七年二月二十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 商号 株式会社守屋住販
- 二 代表者氏名 代表取締役 守屋 峰雄
- 三 主たる事務 八王子市東町十一番一号

所の所在地

- 四 免許証番号 東京都知事(7)第一三一五号
- 五 免許年月日 令和五年九月六日

●東京都告示第百二十号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

令和七年二月二十五日

東京都知事 小池百合子

一 被処分者

- (一) 商号又は名称 株式会社大手町フィナンシャル

- (二) 氏名（法人の場合） 金 大源（原本 大源）
表者氏名

- (三) 主たる営業所の所在地 千代田区大手町二丁目二番一号 新大手ビル二階二五九

- (四) 登録番号 東京都知事(2)第三一八六三号

- (五) 登録年月日 令和六年八月三十日

二 処分年月日 令和七年二月七日

三 処分の内容

業務の全部（弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務並びに東京都知事が個別に承認した行為を除く。）を停止する。

四 業務停止期間 令和七年二月十四日から同年三月三十日まで（四十五日間）

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号



発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号

郵便番号
101-0051